

取引資格取得の審査に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、取引参加者規程第30条第2項の規定に基づき、取引資格取得の審査に関し必要な事項を定める。

- 2 この規則の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定する取締役会の決議においては、自主規制委員会の同意を得るものとする。

(取引資格取得申請者の審査)

第2条 取引資格取得申請者（以下「申請者」という。）の取引資格の資格審査は、申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項について行うものとする。

(1) 形式基準

取引資格の取得の日までに、次の a から c までに掲げる区分に従い、それぞれ a から c までに定める基準に適合すると見込まれること。

a 金融商品取引業者

(a) 株式会社（取締役会及び監査役又は委員会を置くものに限る。）又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人（国内に営業所又は事務所を有する者に限る。）であること。

(b) 資本金の額が3億円（取得しようとする取引資格がIPO取引資格である場合にあっては、5億円）以上であること。

(c) 純財産額が資本金の額以上であること。

(d) 自己資本規制比率（第一種金融商品取引業を行わない者にあ

っては、法第46条の6第1項の規定に準じて算出した比率)が200パーセント以上であること。

(e) 特別金融商品取引業者にあっては、法第57条の5第2項に規定する経営の健全性の状況が適当であること。

b 登録金融機関

(a) 資本金の額又は出資の総額(相互会社にあっては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)が3億円以上であること。

(b) 純資産額が資本金の額又は出資の総額(相互会社にあっては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)以上であること。

(c) 保険会社以外の登録金融機関にあっては、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセント、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセント以上であること(外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当していること)、保険会社にあっては、ソルベンシー・マージン比率が400パーセント以上であること。

c 取引所取引許可業者

(a) 資本金の額が3億円以上であること。

(b) 純財産額が資本金の額以上であること。

(c) 保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況等が適当であること。

(2) 経営体制

社会的信用の欠如している者その他本所の目的及び市場の運営にかんがみて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、健全な経営体制であること。

(3) 業務執行体制

本所の市場における取引の受注、執行及び受渡決済、損失の危険の管理並びに法令、法令に基づく行政官庁の処分、本所の定款、業

務規程，受託契約準則その他の規則及び取引の信義則の遵守に適切な業務執行の体制を備えていること。

(4) 収益性

安定した収益力が見込まれること。

(5) 業務実績

申請者が取引所取引許可業者であるときは，取得しようとする取引資格の種類に係る有価証券の売買等と同種類の取引に係る業務（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務に相当する業務をいう。以下「同一業務」という。）を3年以上継続して行っていること。この場合において，次のaからdまでに掲げる者が同一業務を行っていた期間を含めて期間計算を行うものとする。

- a 取締役会設置会社と同種類の法人である申請者に組織変更したと認められる者又は申請者に合併された会社（外国会社を含む。）
- b 分割により申請者に同一業務に係る事業の全部又は一部を承継させた者
- c 申請者に同一業務に係る事業の全部又は一部を譲渡した者
- d 申請者の発行済株式の全部を所有している者

(6) 外国自主規制機関への加入

申請者が取引所取引許可業者であるときは，取引参加者規程第43条第2項第6号の規定により本所が指定する外国金融商品市場を開設する者及び金融商品取引業協会に相当する外国の団体に加入していること（取引資格を取得していることを含む。）。

付 則

この規則は，平成14年5月20日から施行する。

付 則

この規則は，平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は，平成15年4月2日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年10月29日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年6月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。